

**「介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業」
第1号通所事業（介護予防通所介護相当）
重要事項説明書**

古座川町高齢者生活福祉センター「ささゆり」は
介護保険の指定を受けています
(和歌山県 第3072500220号)

当事業所は、ご利用者に対して第1号通所事業(介護予防通所介護相当)(以下「第1号通所事業」といいます。)を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 高瀬会
- (2) 法人所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地
- (3) 電話番号 0735-72-3355 FAX 0735-72-3356
- (4) 代表者氏名 理事長 切土 桂
- (5) 設立年月日 昭和58年8月26日

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
- (2) 建物の延床面積 1,028.81㎡
- (3) 施設の周辺環境 緑に囲まれた自然の中に古座川町高齢者生活福祉センター「ささゆり」があります。近くに七川診療所があり、安心してご利用していただけます。

事業所の説明

- (1) 施設の種類 指定地域密着型介護事業所 令和2年4月1日指定
指定第1号通所事業所 令和2年4月1日指定
- (2) 施設の目的 介護保険法令、その他関係法令、和歌山県及び事業実施市町村が条例等で定める基準等に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むため必要な共用施設等をご利用いただき、第1号通所事業サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 古座川町高齢者生活福祉センターささゆり
- (4) 施設の所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町下露598番地
JR古座駅より車で40分

(5) 電話番号 0735-77-0222 FAX 0735-77-0221

(6) 管理者 吉岡 幹生

(7) 運営方針 ご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴及び食事の提供、その他必要な日常生活上の支援及び日常生活動作の機能訓練を行うことによりご利用者の心身の機能の維持回復並びにご利用者の生活機能の維持向上を図ります。

(8) サービス開始年月日 平成29年4月1日

(9) 事業者が行っている他の介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業

施設及び事業所名	介護予防・第1号事業の別	住 所	電話及びFAX
介護老人福祉施設「古座川園」 介護予防短期入所生活介護	介護予防	和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353	0735-72-3355 0735-72-3356
介護老人保健施設「あじさい苑」 介護予防短期入所療養介護	同上	和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬415	0735-72-6100 0735-72-0500
同上 介護予防通所リハビリテーション	同上	同上	同上
在宅複合型施設「グリーンヴィレッジ古座川」 介護予防短期入所生活介護	同上	和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬406	0735-72-0611 0735-72-0611
高瀬会訪問介護ステーション 介護予防訪問介護	同上 第1号事業	同上	同上
グループホーム「もみの樹」 介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防	和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬423-2	0735-72-3322 0735-72-3277
高瀬会第2訪問介護ステーション 介護予防訪問介護	同上 第1号事業	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町湯川61	0735-52-1121 0735-52-1122
高瀬会第2訪問看護ステーション 介護予防訪問看護	介護予防	同上	同上
デイサービスセンター「湯ごりの郷」 介護予防認知症対応型通所介護	同上	同上	同上
小規模多機能ハウス「湯ごりの郷」 介護予防小規模多機能型居宅介護	同上	同上	同上
グループホーム「湯ごりの郷」 介護予防認知症対応型共同生活介護	同上	同上	同上
ふれあいサロン「ゆかし庵」	同上 第1号事業	同上	同上
社会福祉法人 高瀬会デイサービスセンター 介護予防通所介護	同上 同上	和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬423-2	0735-72-3322 0735-72-3277

(10) 通常の事業実施地域

古座川町

(11) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日(但し、12月31日～1月2日を除く)

受付時間 8時30分～17時30分

サービス提供時間 10時00分～15時30分

(12) 利用定員 15名

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に係る「第1号介護予防サービス計画書・介護予防ケアマネジメント」(以下「介護予防ケアプラン」といいます。)がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するサービスに係るサービス計画書に定めます

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです(契約書第3条参照)

当事業所の管理者にサービス計画書の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます

その担当者はサービス計画書の原案について、ご利用者及びその家族等に対し説明し同意を得たうえでご利用者に交付します

サービス計画書は介護予防ケアプランが変更された場合、もしくはご利用者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご利用者及びその家族等と協議してサービス計画書を変更します

サービス計画書が変更された場合には、ご利用者に対してサービス計画書を交付し、その内容を確認していただきます

- (2) ご利用者に係る介護予防ケアプランが作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです

第1号事業対象者の認定を受けている場合

介護予防ケアプランが作成された場合は、その介護予防ケアプランに沿って、サービス計画書を変更し、それに基づき、ご利用者のサービスを提供します

第1号事業支給費対象サービスについては、所定の料金体系に基づいたサービス料金から第1号事業支給費を差し引いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます

第1号事業対象者の認定を受けていない場合

第1号事業対象者の申請に必要な支援を行います

第1号介護予防支援事業者(地域包括支援センター)の紹介・認定申請等、必要な支援を行いません

サービス計画書を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します

介護予防ケアプランが作成された場合は、介護予防ケアプランに沿って、サービス計画書を変更し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します

第1号事業支給費対象サービスについては、所定の料金体系に基づいたサービス料金から第1号事業支給費を差し引いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます
要介護・要支援又は又自立と認定された場合は、契約は終了します

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービス、指定介護予防通所介護サービス及び第1号通所事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています

< 主な職員の配置状況 >

職員の配置については、指定基準を遵守しています

職 種	職員配置
1. 管理者	1名(兼務)
2. 生活相談員	2名(兼務)
3. 介護職員	2名(兼務2名)
4. 看護職員	2名(兼務)
5. 機能訓練指導員	2名(兼務)

< 主な職種の勤務体制 >

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間：8：30～17：30
2. 看護職員	勤務時間：10：00～15：30
3. 機能訓練指導員	看護職員が兼務します

< 職務内容 >

生活相談員・・・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います

介護職員・・・ご利用者の日常生活上の支援、介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います

看護職員・・・ご利用者の健康管理や生活上の世話をしますが、日常生活上の支援、介護、介助等も行います

機能訓練指導員・・・ご利用者の機能訓練を看護職員が担当します

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

ご利用者に対して第1号通所事業サービスを提供します

利用料金の負担は下記のとおりです

(1) 利用料金が第1号事業支給費から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご利用者に負担していただく場合

(1) 第1号事業支給費の支給の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについて、利用料金の大部分は(原則として9割、一定以上の収入のある方は8割)第1号事業支給費として給付されます

入浴

入浴は一般浴槽又は特殊浴槽で入浴することができます

排せつ

排せつの自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います

日常生活動作の機能訓練

ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の改善又はその減退を防止するための日常生活動作訓練を実施します

健康管理

看護職員が、健康管理を行います

第1号通所事業サービス利用料金（1ヶ月あたり）

別紙 利用料金のご案内によって、ご利用者の要支援区分に応じたサービス利用料金から第1号事業支給費を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

第1号事業支給費からの支給額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

ご利用者が介護保険料に滞納等がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

（2）第1号事業支給費の支給対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります

第1号事業支給費の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、支給限度額を超えたサービス利用料金の全額がご利用者の負担となります

食事

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します

食費：550円（おやつ代を含む）

食事時間：12：00～13：00

レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます
材料費の実費をいただきます

おむつ代

実費相当額をいただきます

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までにお支払い下さい

現金での支払いは「ささゆり」に持参する
下記指定口座への振込みによる支払い
紀陽銀行 古座支店 普通預金 163183
社会福祉法人 高瀬会
古座川町高齢者生活福祉センターささゆり
センター長 吉岡幹生

尚、振り込みの場合は、振り込み手数料が必要です

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに

事業所に申し出て下さい

月のサービス利用日や回数については、ご利用者の状態の変化、介護予防ケアプランに位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更する事があります

ご利用者の体調不良や状態の改善等によりサービス計画書に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又はサービス計画書に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの引き又は増額はしません

ご利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、サービス計画書に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、地域包括支援センターと調整のうえ、介護予防ケアプランの変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います

月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません

月途中で要介護・要支援から第1号事業対象者に変更となった場合

月途中で第1号事業対象者から要支援・要介護に変更となった場合

同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な期間又は日時をご利用者に提示して協議します

6. サービス利用をやめる場合（契約終了について）（契約書第18条参照）

契約期間満了の7日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に第1号対象者認定期間と同じ条件で更新され、以後も同様となります

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します

ご利用者が死亡した場合

要介護・要支援認定によりご利用者の心身の状況が要介護・要支援又は自立と判定された場合

事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合

当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は辞退した場合

ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）

事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1）ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書を提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます

第1号通所事業サービスの利用料金の変更に同意できない場合
事業所の運営規程の変更に同意できない場合
ご利用者が入院された場合（一部解除はできません）
ご利用者の介護予防ケアプランが変更され同意できない場合（一部解約はできません）
事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
事業者もしくはサービス従事者が個人情報の守秘義務に違反した場合
事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（**契約書第21条参照**）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります

ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
ご利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
ご利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合（**契約書第22条参照**）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います

(4) 契約の終了に伴う援助（**契約書第18条参照**）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます

7. サービス提供における事業者の義務（**契約書第11条、第12条参照**）

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するに当たって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規

定される義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります

ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します
ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します
非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います
ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、それを5年間保管します
ご利用者もしくはご家族等がその作成した個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとします
ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体的拘束等を行なう場合があります
ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに、七川診療所の医師、ご利用者の主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます
事業者、サービス従事者及び職員はサービスを提供するに当たって知り得たご利用者又はご家族等に関する個人情報を正当な理由なく、第三者に故意又は過失により開示、提供又は、漏えいする他、自ら使用する等はいたしません（個人情報の守秘義務）

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持込の制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことはできません

衣類・下着・靴下・タオル類・おむつ等

(その他必要に応じてご相談します)

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第13条、第14条参照)

共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください

故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか又は相当の代価をお支払いいただく場合があります

当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません

9. 事故発生時の対応について

ご利用者へのサービス提供時に、事故が発生した場合には、すみやかに、関係市町村、ご利用者の家族、ご利用者に係る地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、介護事故報告書に事故等に際して採った処理等を記録します

10. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所はすみやかにその損害を賠償いたします。個人情報の守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を見極めて相当と認められる場合には、事業所の損害賠償を減じる場合があります

11. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています

苦情受付窓口

[職 名]	生活相談員	吉岡 幹生
		電話番号 0735(77)0222
	受付日時	月曜日～金曜日 8:30～17:30
第三者委員	小谷 一郎	電話番号 0735-58-1262
	濱 雅文	電話番号 0735-58-0899

（2）行政機関その他苦情受付機関

和歌山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 和歌山市手平2丁目1-2 (和歌山県社会福祉協議会内) 電話番号 073(435)5527 FAX 番号 073(435)5584 受付時間 9:00～17:30(月～金)
和歌山県国民健康保険 団体連合会介護サービス 苦情処理相談窓口	所在地 和歌山市吹上2丁目1番22 日赤会館内 電話番号 073(427)4662 FAX 番号 073(427)4664 受付時間 9:00～17:15(月～金)
古座川町役場 健康福祉課	所在地 東牟婁郡古座川町川口254番地1 古座川町保健福祉センター内 電話番号 0735(72)0180 FAX 番号 0735(72)1858 受付時間 9:00～17:15(月～金)

12. 重要事項の説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

第1号通所事業サービスの提供開始に当たり、ご利用者に対して本書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者	所在地	和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地
	法人名	社会福祉法人 高瀬会
	代表者氏名	理事長 切土 桂
	事業所名	古座川町高齢者生活福祉センターささゆり
	説明者氏名	

私は、本書面により、事業者から第1号通所事業サービスについて重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、これを受領致しました。

利用者

住 所	和歌山県東牟婁郡古座川町
氏 名	

代理人（代理人を選定した場合）

住 所	
氏 名	